

(目的)

第1条 この法律は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【要旨】

本条は、この法律の制定の趣旨や、この法律により実現しようとする目的について定めた規定である。

【解説】

1. 制定の趣旨

(1) 特定ものづくり基盤技術の高度化を促進することの必要性

我が国中小企業は、特定の技術分野においては、その精度やスピード等の面で他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっている。中小企業が担っているこうした技術が、大企業の事業活動にとって必要不可欠なものとなっており、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、かかる技術の精度向上等の高度化が強く求められている。他方、限られた政策資源を有効に活用する観点から、中小企業が高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力等に特に資する技術を指定し、当該技術の高度化を重点的に支援することとした。なお、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）においては、「ものづくり基盤技術」の振興に関する総合的な施策の策定と実施を国の責務として規定（同法第4条）し、そのために必要な法制上の措置等を講ずることを国に求めており（同法第7条）、本法は、中小企業支援という観点から、これを具体的に実施するための法律にあたる。

(2) 中小企業に対する支援の必要性

特定ものづくり基盤技術の高度化は、主として中小企業が行うこととなるが、これらの中小企業は、資金調達力、研究設備、人材等の経営資源に乏しく、当該技術の高度化を達成するために必要な研究開発等の投資リスクをすべて負うことは困難であり、政策的支援が必要である。

(3) 研究開発及びその成果の利用に対する支援の必要性

特定ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、その前提となる研究開発及びその成果の利用を積極的に推進することが重要である。しかしながら、当該技術の高度化を目指す研究開発には多額の資金が必要となるが、高度な内容故に多大な不確実性・投資リスクを伴うこととなる。また、仮に研究開発に成功した場合であっても、事業活動として当該成果を活用するに至るまでには、当該技術を用いて生産する製品の品質・耐久性等に関する更なる課題解決等が必要であり、研究開発段階と同様の不確実性・投資リスクを伴うものである。このため、こうした不確実性・投資リスクを低減し、中小企業者がこれらの研究開発等を実施し易くするための政策支援を行う必要性が高い。

2. 実現しようとする目的

本条は、「中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措

置を講ずることにより」、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り」、「もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて」、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」との4段で構成されている

「中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより」は、本法における目的を達成するための手段を示している。ここで、「促進するための措置」とは、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の特例などを意味する。

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り」は、本法における直接の目的を明記するものである。ここで、「高度化」とは、精度や速度の向上、低価格化など、当該技術の性質や機能等の水準が上昇することを意味する。

「もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて」は、本法における大目的を明記するものである。ここでは、「我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出」を実現するには、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図る」ことが重要であることを明確に位置付けている。

「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」は、本法の究極的な目的を宣言している。「国民経済の健全な発展に寄与する」とは、上述した本法の直接的な目的、すなわち、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図ることが、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に繋がり、それを通じて、最終的には、我が国国民経済全体のバランスある健全な発展を目的としていることを意味している。